

ちばやあかさか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和52年1月31日現在)

世帯数	1,293戸
人口	5,494人
男	2,655人
女	2,839人

第55号 回発行 千早赤阪村役場 ☎(07217) 2-0081 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷所



元気にまめまきする園児達

元気いっぱいの 園児に鬼も退散!!

今年は日本全体が豪雪寒波に見舞われ、各地で雪による被害が続出しております。一方大阪府下では児童や生徒に集団カゼが流行し、各地で学級閉鎖や幼稚園閉鎖が相次いでおります。

カゼを予防するには寒くても厚着をせず外で元気に遊ぶ事。そして外から帰ったときは必ずうがいをする事が秘訣だそうです。

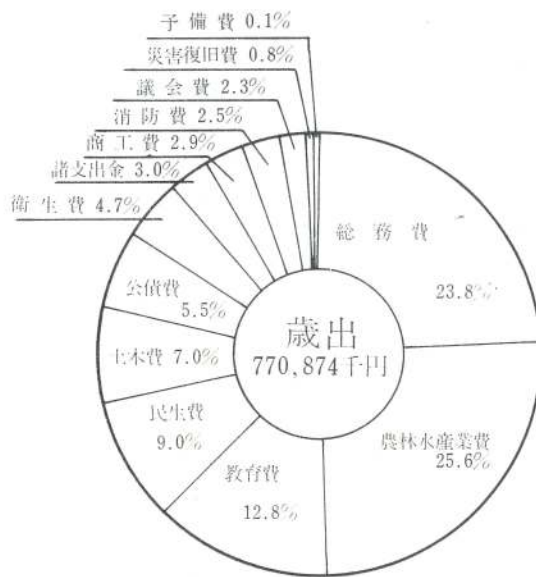
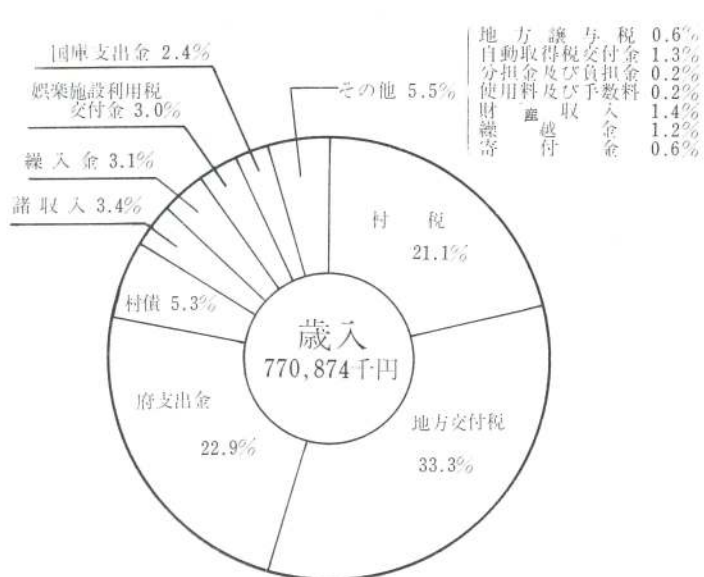
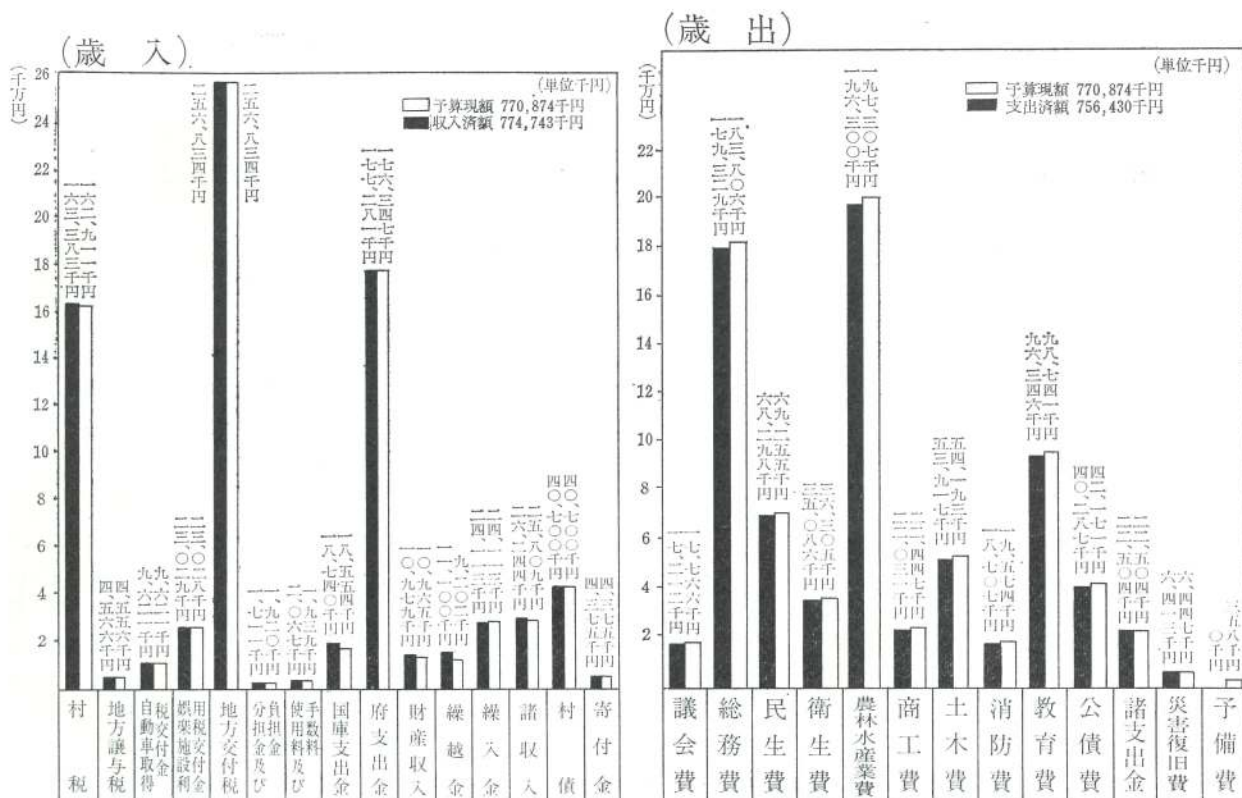
ところで、寒さきびしい節分の日、千早赤阪村内の各幼稚園の園児達は自分達で作った鬼の面をつけ、まめまきの歌を元気いっぱい大きな声で歌い「鬼はそと福はうち」と豆まきをして鬼とカゼを追っばいました。

〔今月号の内容〕

◆ 元気いっぱい園児に鬼も退散	1頁	◆ 二種混合予防接種	5頁
◆ 昭和50年千早赤阪村歳入歳出決算	2頁	◆ おわび	5頁
◆ 昭和50年度千早赤阪村特別会計歳入歳出決算	3頁	◆ 障害者で20年になった人への障害福祉年金が支給されます	6頁
◆ 農業者年金制度がさらに充実される	4頁	◆ 少年輔導のしるべ	6頁
◆ 南河内地域における交通事故相談日程表	4頁	◆ 香楠荘女子職員募集	6頁
◆ 今月のキャンペーン	5頁	◆ 電話局からお願い	6頁
		◆ 人事異動	6頁

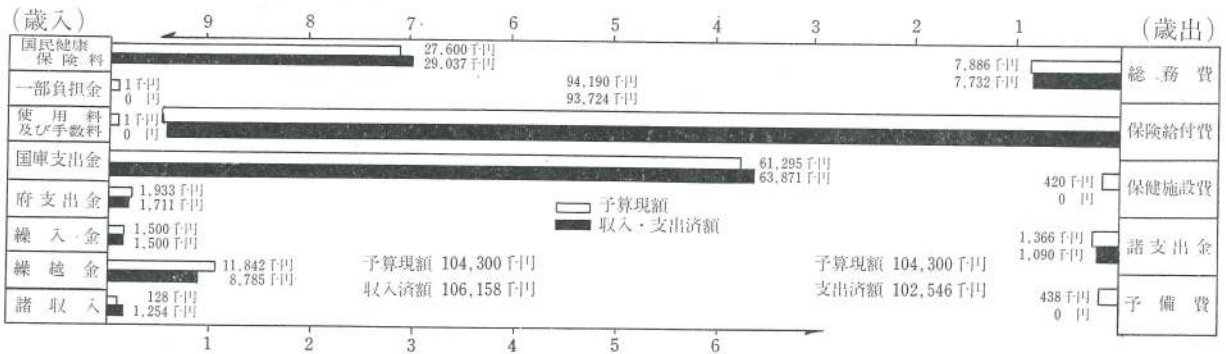
昭和50年度 千早赤阪村歳入歳出決算

一般会計

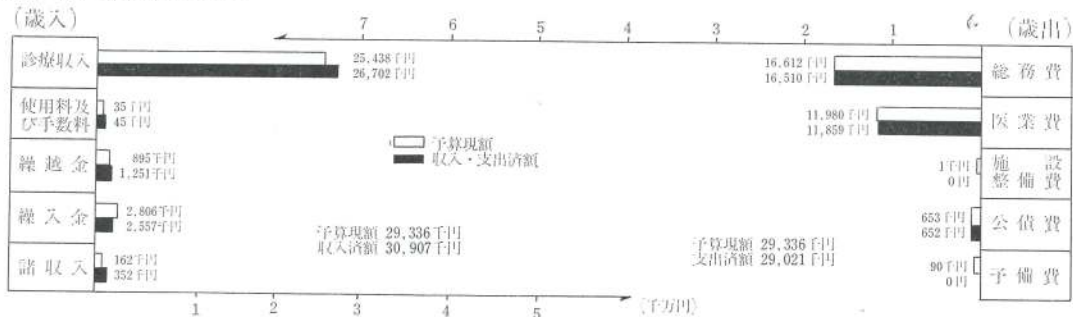


昭和50年度 千早赤阪村特別会計歳入歳出決算

国民健康保険事業



直営診療所事業



索道事業

歳 入				歳 出			
款	予算現額	収入済額	比較増減	款	予算現額	支出済額	予算残額
① 索道事業収入	57,472	57,321	△ 151	① 索道事業費	50,235	50,115	120
② 繰入金	4,800	4,800	0	② 公債費	12,036	12,032	4
歳入合計	62,272	62,121	△ 151	③ 予備費	1	0	1
				歳出合計	62,272	62,147	125

水道事業

(収入)				(1) 収益の収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
款1 水道事業収益	30,971	32,637	1,666	款1 水道事業費用	30,971	30,491	480	款1 資本的収入	1,474	1,474	0
項1 営業収益	15,369	15,444	75	項1 営業費用	26,226	26,059	167	項1 工事負担金	131	131	0
項2 営業外収益	15,602	17,193	1,591	項2 営業外費用	4,545	4,432	113	項2 出資金	700	1,161	461
				項3 予備費	200	0	200	項3 負担金	182	182	0
								項4 補助金	461	0	△ 461

村民一人当りの税負担額

(収入)				(2) 資本的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
款1 資本的収入	1,474	1,474	0	款1 資本的支出	26,015	4,000	22,015	款1 水道事業収益	30,971	32,637	1,666
項1 工事負担金	131	131	0	項1 企業債償還金	2,526	2,526	0	項1 営業収益	15,369	15,444	75
項2 出資金	700	1,161	461	項2 建設改良費	22,328	313	22,015	項2 営業外収益	15,602	17,193	1,591
項3 負担金	182	182	0	項3 固定資産購入費	1,161	1,161	0	項3 予備費	200	0	200
項4 補助金	461	0	△ 461								

村民一人当りの税負担額

(収入)				(2) 資本的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
款1 資本的収入	1,474	1,474	0	款1 資本的支出	26,015	4,000	22,015	款1 水道事業収益	30,971	32,637	1,666
項1 工事負担金	131	131	0	項1 企業債償還金	2,526	2,526	0	項1 営業収益	15,369	15,444	75
項2 出資金	700	1,161	461	項2 建設改良費	22,328	313	22,015	項2 営業外収益	15,602	17,193	1,591
項3 負担金	182	182	0	項3 固定資産購入費	1,161	1,161	0	項3 予備費	200	0	200
項4 補助金	461	0	△ 461								

村民一人当りの税負担額

(収入)				(2) 資本的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
款1 資本的収入	1,474	1,474	0	款1 資本的支出	26,015	4,000	22,015	款1 水道事業収益	30,971	32,637	1,666
項1 工事負担金	131	131	0	項1 企業債償還金	2,526	2,526	0	項1 営業収益	15,369	15,444	75
項2 出資金	700	1,161	461	項2 建設改良費	22,328	313	22,015	項2 営業外収益	15,602	17,193	1,591
項3 負担金	182	182	0	項3 固定資産購入費	1,161	1,161	0	項3 予備費	200	0	200
項4 補助金	461	0	△ 461								

村民一人当りの税負担額

(収入)				(2) 資本的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
款1 資本的収入	1,474	1,474	0	款1 資本的支出	26,015	4,000	22,015	款1 水道事業収益	30,971	32,637	1,666
項1 工事負担金	131	131	0	項1 企業債償還金	2,526	2,526	0	項1 営業収益	15,369	15,444	75
項2 出資金	700	1,161	461	項2 建設改良費	22,328	313	22,015	項2 営業外収益	15,602	17,193	1,591
項3 負担金	182	182	0	項3 固定資産購入費	1,161	1,161	0	項3 予備費	200	0	200
項4 補助金	461	0	△ 461								

農業者年金制度が

さらに充実されます

農業者年金制度は、昭和四十六年一月に発足してから五年を経過しましたが、すでに全国で一六万人の農業者が加入しております。この制度は、昭和五十年一月に年金額の引上げ等を内容とする制度改正がありましたが、五十二年一月から年金額の引上げ、経営移譲要件の改善等の措置がとられることになり、さらにこの制度の充実が図られましたので、その内容についてお知らせ致します。

◎年金額の引き上げ

農業経営移譲年金と農業者老令年金の額が、第一回の改正で二・二倍に引き上げられましたが、今回は、これがさらに一・四八倍に引き上げられます。

この結果、保険料を五年間納めた人がもらえる経営移譲年金の額が、一七・六〇〇円から二六・〇〇〇円に、また二十年間保険料を納めた人は、三五・二〇〇円から五二・〇〇〇円に引き上げられることになりました。(表1参照)

◎保険料の改定

年金額の引き上げにともない、保険料も引き上げられますが、被保険者の負担を緩和するため、昭和五十一年一月から三年間段階的に引き上げられることになりました。(表2・3参照)

◎特定後継者の保険料の軽減

農業者年金に後継者が加入している者で、一定の要件に該当して

いる者が、農業者年金基金に申し出た場合には、保険料が軽減されることになりました。

一定の要件として予定されているのは、①三十五才未満であること。②農業経営主と後継者とともに農業者年金に加入していること。③経営耕地面積が一定規模以上の農業経営主の後継者である。となっており、(表3参照)

◎経営移譲要件の改善

農業者年金には、「農業者老令年金」と「農業経営移譲年金」があり、農業者老令年金は、一定期間保険料を納めると六十五才から年金がもらえますが、農業経営移譲年金は、一定の要件に満たさずして農業経営を移譲しなければ支給されません。

表(1) 年金給付額新旧対照表 (月額)

保険料納付済期間	経営移譲年金		農業者老令年金	
	新	旧	新	旧
5年	2,600 (26,000)	1,760 (17,600)	3,250	2,200
20年	5,200 (52,000)	3,520 (35,200)	13,000	8,800
25年	6,500 (65,000)	4,400 (44,000)	16,250	11,000
30年	7,800 (78,000)	5,280 (52,800)	19,500	13,200

※ 新年金額は52年1月分より
() 内は60～64歳に経営移譲した年金額

表(2) 保険料新旧対照表

種 別	新	旧
農業者年金分	2,450	1,650
国民年金定額分	2,200	1,400
国民年金配偶者分	2,200	1,400
国民年金所得比例分	400	400
計	7,250	4,850

※新保険料は52年1月分より

益権を移譲し農業を廃止すること。第三者には、十アール以内の自留地を除くすべての農地の所有権の移転使用収益権の設定、小作地については使用収益権を移譲し、農業を廃止または縮小することとなっていました。

この要件では後継者への使用収益権の設定が認められており、後継者への使用収益権の設定による経営移譲が経営移譲年金の支給対象となる適格な要件として認められることになりました。以上が改正の主な内容ですが、従来、農業者年金制度の中で最も有利である農業経営移譲年金が、都市近郊農家にとってきびしい要件であったため、農業経営を移譲される方がほとんどありませんでしたが、今回の改正により、比較的容易に後継者に移譲ができることになりました。また、土地の名義を全て後継者に移転される場合でも、昭和五十年一月より「農地の生前一括贈与の贈与税の納税猶予制度」ができておりますので、この内容についてもご研究ください。

表(3) 改定後の保険料

	改定後	保 険 料		
		52年1月 ～12月	53年1月 ～12月	54年1月 以降
一般被保険者 後継者分	2,450	2,870	3,290	
	1,750	2,050	2,350	
現 行				1,650

南河内地域における

交通事故相談日程表

◎相談は府民センター各市役所とも午前10時～午後4時

◎南河内府民センターでは「無料法律相談」も行っています。なお相談には関係資料をご持参ください。

とき 毎月第二・第四金曜日
(2/25・3/11・3/25・)

ところ 府民センターロビー
大阪府富田林市寿町
二丁目六番一号

大阪府南河内府民センター
電話〇七二二一五一一三(代)

お問い合わせ先
役場
農業委員会
農業協同組合



3	月
1	火 南河内府民センター
2	水 "
3	木 藤井寺市役所
4	金 南河内府民センター
7	月 "
8	火 "
9	水 "
10	木 "
11	金 羽曳野市役所
14	月 南河内府民センター
15	火 "
16	水 河内長野市役所
17	木 南河内府民センター
18	金 藤井寺市役所
22	火 南河内府民センター
23	水 "
24	木 "
25	金 羽曳野市役所
28	月 南河内府民センター
29	火 "
30	水 "
31	木 "

2	月
16	水 河内長野市役所
17	木 南河内府民センター
18	金 藤井寺市役所
21	月 南河内府民センター
22	火 "
23	水 "
24	木 "
25	金 羽曳野市役所
28	月 南河内府民センター

…今月のキャンペーン… (その1)

所得税・贈与税は

できるだけ早い目に申告を

贈与税の申告は二月一日から、所得税の確定申告は二月十六日から始っています。どちらの申告期限も三月十五日までですが、期間間近になりますと税務署の窓口は大変混雑し、落ちついて相談できなかつたり、長い時間待たなければならなかつたりすることがあります。そのため、申告はできるだけ早く済ませるようにした方がよいでしょう。

なお、この期間中は税務署はもちろんですが、役場税務課でも相談できるようにしていますのでお気軽にお越しください。

▽村府民税の申告も

お忘れなく!!

昭和五十一年分(昭和五十二年度課税)村府民税は、昭和五十二年一月一日現在、本村に住所を有する方で一定の所得があつた人に課税されます。申告は二月十六日から三月十五日までとなっておりますからお忘れのないように申告をしてください。(ただし給与所得のみの方と所得税の確定申告をされた方は除きます。)

なお、本年も次の通り出張受付を行いますので、もよりの会場で申告を行ってください。

月 日	時 間	場 所
2月28日(月)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	森屋青年会場 川野辺集会所
3月1日(火)	午前9時～午後3時 午前9時～正午 午後1時～午後4時	水分公民館 二河原 辺集会所 桐山金泉寺
3月2日(水)	午前9時～午後3時 午前9時～正午	中津原集会所 上東阪集会所
3月3日(木)	午後1時～午後4時 午前9時～午後3時 午前9時～正午	吉年集会所 小吹集会所 下東阪集会所
3月4日(金)	午前9時30分～午後3時 午前9時～正午	千早農協出張所 小吹台小学校
3月5日(土)	午前9時～正午	役 場

…今月のキャンペーン… (その2)

固定資産課税台帳の縦覧は

3月1日～22日までの間に!

固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧は、三月一日から三月二十二日までの間に行います。縦覧場所は千早赤阪村役場税務課で行います。時間は午前八時三十分から午後五時までです。(但し、日曜・祝日は除く、土曜日は正午まで)

この固定資産課税台帳の縦覧は固定資産税の課税標準(税額を算出するための基礎となる額)を明らかにするために村に備えつけの台帳を縦覧に供し、広く関係者に価格等をお知らせし、また、価格等に不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができ、機会を与えようとするものです。

なお、詳しいことは役場税務課固定資産税係にお問い合わせください。



街を自然を美しく
吸いからの投げ捨てはやめましょう

Smokin Clean
(日本専売公社)



日 程 表

実 施 日	時 間	場 所
1回目	午後1時～1時30分	川野辺(川辺英一氏宅前)
2回目	1時40分～2時10分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
3回目	2時20分～2時40分	二河原(山本庄三氏宅前)
2月21日(月)	2時50分～3時10分	桐山(武部栄太郎氏宅前)
3月23日(火)	3時15分～4時	役場庁舎別館(診療所2階)
4月18日(月)	午後1時20分～2時	吉年(東阪郵便局下)
2月23日(水)	2時10分～2時40分	下東阪集会所
3月24日(木)	2時50分～3時10分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
4月20日(水)	3時20分～4時	千早(奥千早診療所前)
2月24日(木)	午後1時20分～2時	小吹集会所
3月28日(月)	2時10分～2時40分	中津原集会所前
4月21日(木)	3時～4時	小吹台小学校前

ジフテリア・破傷風混合 予防接種を実施

二種混合第一期予防接種の初回免疫(三週)八週間隔で三回接種)を左記の日程で実施致しますので対象者の方は必ず受けてください。

●対象者(第一期)

生後二十四ヶ月から四十八ヶ月までの人

●受けられない人

- ①三十七度以上の熱のある人や慢性の皮膚病・湿疹のある人
- ②現在、病気で医師にかかっている人や、一年以内にけいれい

●注 意

- ①印鑑・母子手帳を必ず持参してください。
- ②当日の体温を必ず測定してきてください。
- ③会場での問診票は責任をもって書いてください。

△おわび▽

先月、発行の広報紙の歳末たすけあい寄付者御芳名欄中左記の方々のご芳名に誤りがありましたので、訂正し、おわび致します。(敬称略)

大字中津原

(誤)尾崎末治→(正)尾崎末治

(誤)谷 芳郎→(正)谷 芳朗

大字川野辺

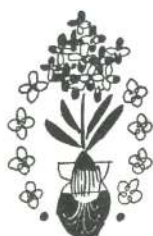
(誤)北野英一→(正)川辺英和

大字水分

(誤)井上亀代治→

(正)井上亀代一

(誤)道田政雄(正)→道畑政雄



障害者で20才になった人には 障害福祉年金が支給されます

国民年金の障害年金は、国民年金に加入している期間中にかかった病気や、ケガがもとで障害者になった場合に支給されています。しかし、国民年金に加入するのは20才からとなっているので、20才になるまでの病気やケガや、先天性の心身障害者の方には、20才になったときから障害福祉年金が支給されます。

障害福祉年金は、手・足の切断（メガネを掛けて両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの）耳などの障害や結核などの内部障害及び

精神障害のほかに、平衡機能障害（手足及び体に異常がない場合で直線歩行中10m以内に転倒するかのようめく程度の障害）や言語障害などで日常生活に著しく制限を受ける状態の方が対象になります。年金額は、1級障害福祉年金が月二万三千円、2級は月一万三千五百円です。しかし、障害福祉年金が受けられる状態でも裁定請求をしないと年金は受けられません。詳しいことは役場保険課年金係までおたずねください。

少年補導のしるべ

犯罪少年の犯罪動機は、好奇心からというのが一番多く、窃盗、その他の一般犯罪の動機は小遣金の欲しさや過半数で、遊興飲食のため出来心などが、その次に多くなっています。少年犯罪は、家庭環境に原因するもの、他の社会的要因、個人的原因等考えられますが、家庭環境が原因するものでは、放任家庭が問題になる例が、一番多く比較的に多い家庭の子供の犯罪が多いのも考えられます。社会的原因では、悪友と

の交際、不良出版物等の影響があり、個人的原因では、失業（怠業・怠学）、精神的障害等があります。家庭環境が原因するものについて、①父親は留守がちで、母親はただ子供を可愛がるばかりで、何をしても叱らず、いつの間にか子供が家のお金を持ちだす。②父親は社会的に地位があり、子供に対してはとて厳格で学校も有名校でなければと、世間体をやかましくするので、家でこそおとなしくしているものの外では悪遊びをして次第に小遣いを多く使うようになり、女遊びを覚え、借金を重ねついに盗みをするようになりました。

③父親が短気で、食事でも自分のものだけ特別に作らせる勝手気ままに、家庭をかえりみないので家庭は何日も暗く、何日も子供に対して「お前は馬鹿だ」と叱りつけるので、子供はいつも精神不安定で、学校では友達のお金を何回も盗んでいました。以上が家庭環境に起因する少年犯罪の実例ですが、「私は、この子にほとんど手を焼いています。強情で、ウソつきで、乱暴で、いまだに他人にどんな迷惑をかけるかと心配です。」よく聞く言葉です。だが一寸まってください。子供がそうなる前になせも早く相談指導を受けられなかったのでしょうか。あまやかし、愛情のない不当な叱り方等、あなたのおやまつた育て方はなかったでしょうか。両親の一手手、一投足が子供の性格に深い影響を及ぼしていくのです。親にとってほんの軽い冗談さえが子供の性格に深い傷となって、一生その子供の行動に影響していくことさえあります。子供のことで少しでも異状に気が付かれ、また心配や疑問をお持ちになったら、何も一人で悩まれることはありません。正しく子供達を指導することに喜んで相談に応じる機関があなたの近くにたくさんあります。学校は、問題の解決に家庭とともに努力するでしょう。また難問であれば適当な施設を紹介してくれます。また近くの児童委員も協力を惜しみません。警察もまた

少年の犯罪に対しては、これを罰するより、少年の将来を考えて、あたたかく措置しております。どうか少年の健全な育成のため、家庭におかれましても、充分な配慮をお願いしたいと思います。

香楠荘女子職員募集

金剛山の頂上近くにある「府営香楠荘」では、次により、女子職員を募集しております。ご希望者又はお心当りの方は、左記にご照会ください。

- 〇七二一七 四一〇三二一
- 記
- 職種 応接員 一八才〜三五才
- 待遇
- ①給料 九万円（別に残業手当あり）
- ②賞与 年二回
- ③退職金有（勤務一年以上）
- ④勤務 住込制（休日週一回交替制・有給休暇一五日）
- ⑤厚生 (1)各種社会保険加入 (2)個室（四・五畳）
- 寮具・テレビ無料貸与
- 食費不要・慰安旅行（年一回）

電話局からのお願い

「話中音にであったときは、三分程度まって、かけなおししましょう」すぐにはかけなおしてみてもかかる割合は15パーセント、三分ぐらい待ってからかけなおしになりますと90パーセントかかるという統計がでていいます。ムダなダイヤルの繰り返しは、あなたの時間の労費だけではありません。その間、あなたの電話をふせぎます。

かけて損 かけて迷惑 まちがい電話

人事異動

一月二十日付で左記の通り人事異動が行なわれました。

総務課長	正川 育三	（保険課長）
住民課長	大 向 保	（総務課長）
保険課長	谷 政 一	（ロープウェイ所長）
ロープウェイ所長	道 端 貞 儀	（住民課長）

千早赤阪村青少年問題協議会
赤阪駐在所 黒田 文治
※（紙面の都合上一部割愛させていただきます）